

国立大学法人大分大学広報委員会規程

令和2年6月15日制定
令和2年規程第46号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に、広報活動の推進、在り方、成果検証等を審議するため、国立大学法人大分大学広報委員会（以下「広報委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 広報委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人における広報戦略の立案に関すること。
- (2) 各種情報メディアを利用した法人の広報活動に関すること。
- (3) 法人の広報活動のための広報誌の発行に関すること。
- (4) ホームページの維持及び管理に関すること。
- (5) その他法人の広報活動に関し必要な事項

(構成)

第3条 広報委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
 - (2) 各学部から選出された教育職員 各1人
 - (3) 附属病院から選出された教育職員 1人
 - (4) 総務部長
 - (5) 研究推進部長
 - (6) 学生支援部長
 - (7) 医学・病院事務部長
 - (8) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第2号、第3号及び第8号の委員は、学長が指名する

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 広報委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、広報委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 広報委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 広報委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより広報委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の広報委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、第3条第1項第2号から第8号までの委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 広報委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、広報委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月15日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に指名される第3条第1項第2号、第3号及び第8号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則 (令和4年規程第91号)

この規程は、令和4年10月25日から施行する。